



福岡県医発第1576号（地）

平成21年11月30日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

平成 21 年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について

標題の件について、先般、福岡県医発第 1565 号（地）（平成 21 年 11 月 27 日付）「レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定」についてご通知しておりましたが、この通知の資料内容に「電子レセプト化のための国庫補助」について記されておりました。

今般、このことについて支払基金より別添のとおり連絡があり、助成対象期間（平成 21 年 5 月 29 日～平成 22 年 3 月 31 日）において、医療機関で電子レセプト作成のためにレセコンやソフトウェアを購入・契約した場合、支払基金に申請をして助成対象と認められれば助成が受けられるとの内容であります。

つきましては、本件についてご了解いただくと共に、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1）本助成事業の開始は 12 月 1 日からとなっております。
- 2）詳しい内容や申請書等については、12 月 3 日に支払基金のホームページに掲載される予定です。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 30 日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

平成 21 年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について(連絡)

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金においては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受け、医療施設等設備整備費助成事業を実施することとなりました。

医療施設等設備整備費助成金の交付に当たっては、平成 21 年 10 月 28 日付け保発 1028 第 1 号による厚生労働省保険局長通知に基づき、下記及び別添「平成 21 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおり取り扱うこととしましたので連絡します。

記

1 助成となる範囲

(1) レセコン購入助成事業

ア レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)購入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っている場合を除き、自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ 本実施要領に規定されている設備整備以外の設備整備事業は、該当しません。

エ レセコン購入助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) レセコン購入(既にレセプト電算処理システム(以下「レセ電」という。)対応済みの医科診療所については、レセコンの買換え)

(イ) 前(ア)に伴う初期設定及び送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成 21 年 5 月 29 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、レセコン購入事業の契約を行ったものとなります。

カ レセコン購入助成事業の申請については、一度のみとなります。

キ 既にレセ電対応済みの医科診療所については、レセコンの買換えを対象とし、増設の申請は認められません。また、申請に当たっては、既存のレセコンの処分に係る証明書を必ず添付していただくこととなります。

(2) ソフトウェア導入等助成事業

ア ソフトウェア導入等に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ 本実施要領に規定されているソフトウェア導入等以外の事業は、該当しません。

エ ソフトウェア導入等助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) 電子レセプトを作成するために必要なソフトウェア導入及びそれに伴う初期設定

(イ) 既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更、傷病名コード整理等のソフトウェアの導入を伴わない諸設定

(ウ) 前(ア)及び(イ)に伴う送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、ソフトウェア導入等事業の契約を行ったものとなります。

カ ソフトウェア導入等助成事業の申請については、一度のみとなります。

2 交付申請手続き等

交付申請手続き等の具体的な内容については、別添「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおりですが、支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)に助成案内を掲載していますのでご参照願います。

3 その他

当該業務については、平成21年12月1日から開始することとしています。

本件に関するお問合せ先

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番1号 山口ビル7階

社会保険診療報酬支払基金

オンライン化支援補助金業務推進室

電話 03-3508-5508

E-mail: suisin01@ssk.or.jp

平成 21 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

第 1 目的

本実施要領は、医療施設等設備整備費助成事業の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

第 2 医療施設等設備整備費助成事業

本実施要領における医療施設等設備整備費助成事業とは、保険医療機関及び保険薬局（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令上、義務化期限が到来していないこと等により、レセプト提出の形式がオンラインによる方法に限定されない保険医療機関及び保険薬局を含む。）が電子レセプトを作成するために準備する設備整備に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が行う助成事業であり、医療施設等設備整備費助成事業の対象となる事業（以下「事業」という。）については、以下に示すとおりである。

第 3 助成の対象となる事業

1 対象事業

- (1) レセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）が未対応である保険医療機関及び保険薬局において、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入、レセ電が対応済である医科診療所及び保険薬局のレセコンの買い換え（増設等買い換え以外は認められない）に係る事業（以下「レセコン購入助成事業」という。）
- (2) 保険医療機関において、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入又は既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更若しくは傷病名コード整理等の諸設定（以下「ソフトウェア導入等」という。）に係る事業（以下「ソフトウェア導入等助成事業」という。）

第4 助成額の算定方法

1 事業に係る助成単価の上限額及び助成割合

この助成金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1、2の1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

①レセコン購入助成事業

《別表1》

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病院	2,500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
調剤薬局	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

②ソフトウェア導入等助成事業

《別表2》

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病院	500千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

医科診療所	400千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	400千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

第5 交付の条件

基金が事業に対して国からの補助金を財源の全部又は一部として、助成金を交付する場合には、事業を実施する者に対して、次の条件を付さなければならない。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けずに、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 基金の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。

(9) 基金は、国から概算払いによりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関及び保険薬局から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。

(10) (1) から (8) までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

第6 申請手続き

この助成金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) レセ電未対応の保険医療機関及び保険薬局は、レセコン購入に係る助成申請又はソフトウェア導入等に係る助成申請（保険薬局を除く）の場合は、別紙様式第1-1による申請書を基金の理事長が別に定める日までに基金に提出して行うものとする。

(2) レセ電対応済み医科診療所及び保険薬局は、レセコン買い換えに係る助成申請の場合は、別紙様式第1-2による申請書を基金の理事長が別に定める日までに基金に提出して行うものとする。

第7 交付の決定及び通知

この助成金の交付の決定及び通知は、次により行うものとする。

- 1 基金は、レセコン購入又は買い換えに係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-1により助成金の交付の決定を通知するものとする。
- 2 基金は、ソフトウェア導入等に係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-2により助成金の交

付の決定を通知するものとする。

第8 申請の取下げ

1 この助成金の申請の取下げは、次により行うものとする。

(1) レセコン購入又は買い換えの助成金の交付の申請をした保険医療機関及び保険薬局は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-1により申請の取下げができるものとする。

(2) ソフトウェア導入等の助成金の交付の申請をした保険医療機関は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-2により申請の取下げができるものとする。

2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

第9 決定の取消し

1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 基金は、保険医療機関及び保険薬局が基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第10 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係

る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 5. 0 % の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 1 の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関及び保険薬局の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 備え付け帳簿等

基金は、補助金台帳を備え、保険医療機関及び保険薬局ごとに交付した助成金の額、交付期日、その他必要な事項を記載するものとする。

未対応用

受理番号

発給番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名 印

電話番号

本人控

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
- ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。

* オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ① 円

初期設定費用 ② 円

送信用パソコン費用 ③ 円

総事業費計 A 円
* ①+②+③の合計額

寄付金その他の取入額 B 円

対象経費
算出額 C (A-B) 円

比較額 D ,000 円
* Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円

選定額 F ,000 円
(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ ソフトウェア導入等事業助成金交付申請
(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ① 円

初期設定費用 ② 円

送信用パソコン費用 ③ 円

総事業費計 A 円
* ①+②+③の合計額

寄付金その他の取入額 B 円

対象経費
算出額 C (A-B) 円

比較額 D ,000 円
* Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円

選定額 F ,000 円
(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

- * 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
- * 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めことになります。
- 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用(ソフトウェア等費用)や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
- * 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者) 印

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。

⑨ ☐ 振込口座を別に指定する。

注：診療(調剤)報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名 印
 電話番号

提出用
(入力)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 *オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 *①+②+③の合計額
 寄付金その他の
 の取入額 B 円
 対象経費
 算出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 *Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ ソフトウェア導入等事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【病院・医科診療所・歯科診療所】
 【総事業費】
 ソフトウェア等費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 *①+②+③の合計額
 寄付金その他の
 の取入額 B 円
 対象経費
 算出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 *Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑥ ☐ 交付決定情報

助成額 (④のDの額)

 ,000

(⑤のDの額)

 ,000

査定額

 ,000☐ 1:総事業費集計誤り ☐ 2:助成金申請額誤り☐ 3:その他(理由:)⑦ ☐ 不交付決定情報☐ 1:交付予定額終了☐ 2:補助対象期間外☐ 3:補助対象物外

(理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑨ ☐ 振込口座を別に指定する。

未対応用

受理番号

発給番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

提出用
(審査)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐既にレセ電に対応している。 ② ☐レセ電に対応していない。
 ③ ☐オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 *オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐レセコン購入事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・内科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ①

初期設定費用 ②

送信用パソコン費用 ③

総事業費計 A

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B

対象経費
算出額 C (A-B)

比較額 D

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E

選定額 F

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ソフトウェア導入等事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・内科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ①

初期設定費用 ②

送信用パソコン費用 ③

総事業費計 A

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B

対象経費
算出額 C (A-B)

比較額 D

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E

選定額 F

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

- *助成を受けるには、契約書、納品書、領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
 *申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用(ソフトウェア等費用)や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 *今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者)

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑨ ☐振込口座を別に指定する。

注：診療(調剤)報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

未対応用

裏面

提出用(写)

契約書

糊付け位置

納品書

糊付け位置

領収書

糊付け位置

その他

糊付け位置

医療機関等において、オンライン届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届の(写)を保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が証明した写でも差し支えありません。

受理番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金あて

都道府県番号
点数表コード
医療機関コード
所在地
申請者名
電話番号

印

平成21年度 医療施設等設備整備助成金振込口座登録票

標記助成金の振込口座については、診療（調剤）報酬の振込口座とは別に指定することとし、次の振込口座を指定します。

金融機関名										
	銀行・組合 金庫・農協									
支店名										
	支店									
科 目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号						
受取人 (口座名義人)										

作成要領

- 「都道府県番号」は、下表の「都道府県番号」に基づき記載してください。
- 「点数表コード」は、下表の「点数表コード」に基づき記載してください。
- 「金融機関名」ほか振込口座に関する事項は、記載誤りがないよう確実に記載してください。
- 「科目」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「口座番号」の欄は、右詰めで記入し、口座番号が6桁以下の場合は、空欄に「0」と記入してください。
- 「受取人(口座名義)」の欄は、法人名が含まれる場合、フリガナも併せて記入してください。
- 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。(30字以内となり、濁点・半濁点もそれぞれ1字分となります。)

【都道府県番号】

01 北海道	11 埼玉県	21 岐阜県	31 鳥取県	41 佐賀県
02 青森県	12 千葉県	22 静岡県	32 島根県	42 長崎県
03 岩手県	13 東京都	23 愛知県	33 岡山県	43 熊本県
04 宮城県	14 神奈川県	24 三重県	34 広島県	44 大分県
05 秋田県	15 新潟県	25 滋賀県	35 山口県	45 宮崎県
06 山形県	16 富山県	26 京都府	36 徳島県	46 鹿児島県
07 福島県	17 石川県	27 大阪府	37 香川県	47 沖縄県
08 茨城県	18 福井県	28 兵庫県	38 愛媛県	
09 栃木県	19 山梨県	29 奈良県	39 高知県	
10 群馬県	20 長野県	30 和歌山県	40 福岡県	

【点数表コード】

1	医	科
3	歯	科
4	調	剤

受理番号

既対応用

発給番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

本人控

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ④ ☐ 買換のための購入(前回購入年月: □□年□□月)。 ⑤ ☐ 増設のための購入。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況: ☐ 処分済み(処分方法:)、☐ 未処分。
 ※ 処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。
 【助成申請の計算内訳等】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【医科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 * ①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費
 算出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 * Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ×××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

- * 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。
 これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
 * 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 * 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者) ㊟

【助成金振込口座登録】

① ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。

② ☐ 振込口座を別に指定する。

注: 5枚目の「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金口座登録票」に必要事項を記載の上、提出してください。

既対応用

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

提出用
(入力)

平成 21 年度 医療施設等設備整備助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ④ ☐ 買換のための購入（前回購入年月：□□年□□月）。 ⑤ ☐ 増設のための購入。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況： ☐ 処分済み（処分方法：
 ※ 処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。
 【助成申請の計算内訳】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 （兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
 【医科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 * ① + ② + ③ の合計額
 寄付金その他の
 の収入額 B 円
 対象経費
 算出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 * C の額 × 1/2 (千円未満切捨て)
 基準額 E × × × × × × × 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) * D・E を比較して低い額

⑧ ☐ 交付決定情報

助成額 (⑦の D の額)

 ,000

査定額

 ,000☐ 1: 総事業費集計誤り ☐ 2: 助成金申請額誤り☐ 3: その他 (理由:)⑨ ☐ 不交付決定情報☐ 1: 交付予定額終了 ☐ 2: 補助対象期間外 ☐ 3: 補助対象物外

(理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

⑩ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑪ ☐ 振込口座を別に指定する。

既対応用

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

平成 年 月 日

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名
 電話番号

提出用(備考)

平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成 年 月 日に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ④ ☐ 買換のための購入(前回購入年月: 年 月)。 ⑤ ☐ 増設のための購入。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況: ☐ 処分済み(処分方法:)、☐ 未処分。
 ※ 処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。
 【助成申請の計算内訳等】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【医科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 * ①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費算出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 * Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

* 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。

これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

- * 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求められることになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 * 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者)

【助成金振込口座登録】

⑩ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。

⑪ ☐ 振込口座を別に指定する。

注: 5枚目の「平成 21 年度 医療施設等設備整備助成金口座登録票」に必要事項を記載の上、提出してください。

既対応用

提出用(審査)

契約書

糊付け位置

納品書

糊付け位置

領収書

糊付け位置

処分証明書

糊付け位置

医療機関等において、オンライン届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届の(写)を保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が証明した写でも差し支えありません。

受理番号

第

号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金あて

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

㊞

平成21年度 医療施設等設備整備助成金振込口座登録票

標記助成金の振込口座については、診療（調剤）報酬の振込口座とは別に指定することとし、次の振込口座を指定します。

金融機関名										
	銀行・組合 金庫・農協									
支店名										
	支店									
科目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号						
受取人 (口座名義人)										

作成要領

- 1 「都道府県番号」は、下表の「都道府県番号」に基づき記載してください。
- 2 「点数表コード」は、下表の「点数表コード」に基づき記載してください。
- 3 「金融機関名」ほか振込口座に関係する事項は、記載誤りがないよう確実に記載してください。
- 4 「科目」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 5 「口座番号」の欄は、右詰めで記入し、口座番号が6桁以下の場合は、空欄に「0」と記入してください。
- 6 「受取人(口座名義)」の欄は、法人名が含まれる場合、フリガナも併せて記入してください。
- 7 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。(30字以内となり、濁点・半濁点もそれぞれ1字分となります。)

【都道府県番号】

01 北海道	11 埼玉県	21 岐阜県	31 鳥取県	41 佐賀県
02 青森県	12 千葉県	22 静岡県	32 島根県	42 長崎県
03 岩手県	13 東京都	23 愛知県	33 岡山県	43 熊本県
04 宮城県	14 神奈川県	24 三重県	34 広島県	44 大分県
05 秋田県	15 新潟県	25 滋賀県	35 山口県	45 宮崎県
06 山形県	16 富山県	26 京都府	36 徳島県	46 鹿児島県
07 福島県	17 石川県	27 大阪府	37 香川県	47 沖縄県
08 茨城県	18 福井県	28 兵庫県	38 愛媛県	
09 栃木県	19 山梨県	29 奈良県	39 高知県	
10 群馬県	20 長野県	30 和歌山県	40 福岡県	

【点数表コード】

1	医	科
3	歯	科
4	調	剤

別紙様式第2-1

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名
(開設者)

殿

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成21年度レセコン購入助成事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成21年レセコン購入助成事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に定める助成金の算定方法により行うものである。
- 3 この助成金は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に掲げる事項を条件として交付するものである。

別紙様式第2-2

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名

殿

(開設者)

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成21年度ソフトウェア導入等助成事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成21年ソフトウェア導入等助成事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に定める助成金の算定方法により行うものである。
- 3 この助成金は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に掲げる事項を条件として交付するものである。

別紙様式第 3 - 1

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成 21 年度レセコン購入助成事業助成金の交付申請の取下げについて

平成 21 年度レセコン購入助成事業助成金については、平成 年 月 日付
第 号で交付決定を受けたところですが、次の理由により交付申請の
取下げを願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

3 添付書類

平成 21 年度レセコン購入助成事業助成金交付決定通知書

別紙様式第3-2

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成21年度ソフトウェア導入等助成事業助成金の交付申請の取下げについて

平成21年度ソフトウェア導入等助成事業助成金については、平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けたところですが、次の理由により交付申請の取下げを願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

3 添付書類

平成21年度ソフトウェア導入等助成事業助成金交付決定通知書